

あなたの味方。労働組合があります！

契約社員 アルバイト パート 派遣

などで働く方・ご家族へ



安心して働こう！

労働組合に入って「無期雇用」へ

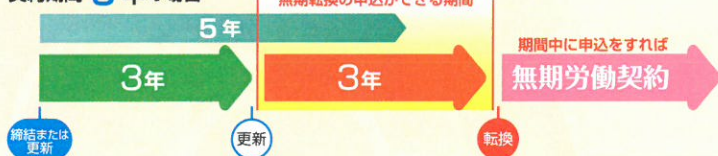
同じ事業者の下で、通算5年を超えて働いた場合、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるようになりました。
契約期間が1年の場合5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の3年間に、無期転換の申込権が発生します。

〈労働契約法改正!「無期転換ルール」2018年4月から本格化〉

契約期間 1 年の場合



契約期間 3 年の場合



※通算期間のカウントは2013年4月以降に開始した契約が対象

無期転換がもたらす「4つ」の メリット

1. 契約の不更新や雇止めの不安が解消されます。
2. 仕事の改善点など、職場で意見が言いやすくなります。
3. 有給休暇や病欠など、当然の権利が行使しやすくなります。
4. 労働組合に入ることをためらう必要がなくなります。

ただし、

労働者のあなたから
事業主に申し入れなければなりません。

雇い止めのない安心できる生活続けるために

〈労働相談ホットライン〉 無期雇用転換の相談は

0120-378-060

労働組合に入ると仲間同士の助け合いによる共済制度が利用できます